

令和2年1月（第1回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年(2020年)1月14日(火)午後2時～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員(14名)

1番	松本 三千輝(筆頭代理)	2番	西山 隆文(次席代理)
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
9番	大村 幸誠	10番	西村 親夫
11番	山本 博文	12番	荒川 忠一
13番	廣田 律男	14番	岩村 久雄(会長)

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について  
日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について  
日程第3 報告第2号 非農地証明について  
日程第4 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について  
日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(農業委員会分)について  
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画(中間管理機構分)について  
日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について  
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画の変更認定について  
日程第9 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて  
日程第10 令和2年(2020年)第2回委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主査	森崎 大輔	主査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第1回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は全員出席となっております。農業委員14名中14名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番西山委員さん、13番廣田委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 非農地証明についてご報告申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告といたします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号についてご説明いたしました。

番号1番につきましては、3番上田委員さんに調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告致します。

1月6日に現地確認を行い、7日に譲受人の代理人に聞き取り調査を行いました。

譲受人は、新規就農者であります。先月の委員会で利用権設定されております。今回、事業計画書を提出されており、甘しょを作付する計画となっております。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクターや軽トラックを所有されており、問題ありません。

農作業の従事につきましては、本人と妻が150日となっております。

取得後の農地の面積については、5,340㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号2番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員さんは一時退席をお願いします。

《関係委員退席》

本件につきましては、菅推進委員さんに調査をいただいております。  
補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

農地法第3条の調査報告をいたします。

申請地は、令和元年5月委員会にて一度ご審議いただきましたが、その後、申請の取り下げがありました。

今回、改めて申請がありましたので、報告いたします。

1月9日に譲受人にお会いし、話を伺いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻や大豆で、申請地には大豆を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、妻は経験年数35年、年間200日となっており、長男夫婦は経験年数10年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、約2町で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

次に番号3番につきましては、11番山本委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告致します。

1月5日に、推進委員の齊藤さんと譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械で管理機、動力噴霧器等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物はにんにく、栗、柿で、申請地にはにんにくを作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間360日となっております。

取得後の農地の面積については、8,107㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号4番でございますが、11番山本委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告致します。

1月4日に、推進委員の齊藤さんと譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機、洗浄機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は甘藷や大根で、申請地にも甘藷や大根を作付するとのことでした。

農作業の従事につきましては、本人と妻が経験年数50年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、7,002㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号4番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべて

の項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、使用貸借権設定の部でございますが、3番上田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告致します。

12月28日に借人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は麦や大豆で、申請地にも麦と大豆を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数45年、年間330日となっております。

取得後の農地の面積については、42,619㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、使用貸借権設定の部について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)



《議案第2号説明》

(議長)

只今、議案第2号について説明を申し上げました。  
賃借権設定の再設定が16筆、新規が16筆です。  
番号1番と2番について、ご審議をお願いいたします。  
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

番号3番と8番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員さんは一時退席をお願いいたします。

《関係委員退席》

それではご審議をお願いいたします。  
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

それでは、残りの分についてご審議をお願いいたします。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部についてですが、設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

ご審議をお願いいたします。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

賃借権設定の再設定が2筆です。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)  
全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。  
次に、日程第8 議案第5号 農業経営改善計画の変更認定について議題と  
いたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《議案第5号説明》

(議長)  
議案第5号についてご説明申し上げました。  
ご審議をお願いいたします。  
何かご意見ご質疑はありませんか。

(13番委員)  
変わられる役員さんの農業従事日数が少ないけれども、問題はないのですか。

(事務局)  
令和元年11月に改正のあった基盤強化促進法の特例になります。親会社で  
あるニシハラグリーンファームの常時従事者であるならば、子会社である松本  
農園での従事日数は30日以上あれば良いこととなっております。

(13番委員)  
わかりました。

(議長)  
ほかにご覧いませんか。

(3番委員)

松本農園は農地を所有していますよね。今後は、ニシハラさんに所有権が移るのですか。

(事務局)

現時点で、名義が変わるといった話は聞いておりません。

変更計画のとおり経営改善の内容となっております。役員の変更等はありませんが、耕作品目や耕作地の変更はありません。

(議長)

ほかにございませんか。

無いようでした採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定いたします

次に、日程第9 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

議案第6号について説明を申し上げました。

ご審議を頂きたいと思います。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和2年第2回委員会の日時について申し上げます。次回は2月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思っております。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思っております。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思っております。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月14日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員